

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第13号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	略 <u>公益財団法人佐賀県地域産業支援センター</u> 略	条例第2条第1項第1号に掲げる団体	略 <u>公益財団法人佐賀県産業振興機構</u> 略
略		略	
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	略 一般社団法人九州観光推進機構	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	略 一般社団法人九州観光推進機構 <u>一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター</u> <u>地方公共団体金融機構</u>

様式第1号及び様式第2号中「 」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。